# ペーロン体験における安全管理規程

令和８年 10 月

## 第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、牧島ペーロン体験施設におけるペーロン体験（以下「体験」という。）の実施にあたり、参加者および従事者の安全確保を図るとともに、安全管理体制その他必要な事項を定め、事故の未然防止及び事故発生時の適切な対応を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）体験受入団体代表者　体験受入団体を統括する最高責任者
（２）安全管理責任者　　体験事業全体の安全管理を統括する責任者
（３）現場責任者　　体験実施時における可否判断、安全確認および緊急時の指揮を行う者
（４）指導員　　参加者への安全指導を行う者
（５）監視員　　参加者の監視を行う者
（６）安全マネジメント態勢　事故を予防するための、リスク管理や組織全体で安全文化を構築すること

## 第２章　体験受入団体代表者の責務

（体験受入団体代表者の主体的関与）

第３条　体験受入団体代表者は、体験における安全確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営するものとする。

（１）安全方針の策定
（２）重大事故発生時の迅速かつ確実な対応
（３）安全マネジメント態勢の見直し

## 第３章　安全管理体制

（安全管理責任者）

第４条　体験受入団体代表者は、この規程の目的を達成するために、安全管理責任者を置くものとする。

２　安全管理責任者は、業務従事者の体調確認を行い、健康状態が良好のものだけを従事させるものとする。

（現場責任者）

第５条　安全管理責任者は、体験実施時には、現場責任者を配置するものとする。

２　現場責任者は、安全管理責任者との兼務も可とする。

（指導員等）

第６条　現場責任者は、指導員及び監視員を配置し、参加者への安全指導及び監視を行うものとする。

## 第４章　体験実施基準

（参加の判断）

第７条　参加者は、健康状態が良好であり、安全な乗艇が可能な者とする。

２　現場責任者は、安全管理上支障があると認められる者を乗艇させないことができる。

（定員）

第８条　ペーロン艇への乗艇人数は、定員は舵取り及び指導員を含む３０名を超えてはならない。

（安全装備）

第９条　参加者は、体験中はライフジャケットを着用しなければならない。

２　安全管理責任者は、ライフジャケットその他安全装備の適切な管理を行うものとする。

（事前説明）

第 10 条　指導員等は、体験開始前に次の事項について安全説明を実施する。

（１）ライフジャケットの着用方法
（２）漕艇方法
（３）落水時の避難方法
（４）天候急変時の避難方法
（５）その他安全確保に必要な事項

（体験実施中）

第 11 条　現場責任者は、体験実施に伴走船を運行させるものとする。

２　現場責任者は、ペーロン艇１艇に舵取り１名を配置するものとする。

## 第５章　気象・海象基準

（実施可否の判断）

第 12 条　現場責任者は、気象及び海象状況を確認し、安全な実施が困難と認められる場合は体験を中止するものとする。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として体験を中止する。
（１）雷の発生又は発生のおそれがある場合
（２）視程が、250mに達しないとき
（３）高波その他安全な実施に支障がある場合
（４）現場責任者が危険と判断した場合

## 第６章　艇体及び設備管理

（点検の実施）

第 13 条　現場責任者は、体験実施前後に艇体、櫂、舵及び救命設備等の点検を行うものとする。

２　前項の点検の結果、異常が認められる場合は、必要な措置を講じるまで使用してはならない。

## 第７章　緊急時対応

（事故発生時の措置）

第 14 条　現場責任者は、事故又はそのおそれが発生した場合は、人命救助を最優先とし、必要な応急措置を講じるものとする。

（通報）

第 15 条　現場責任者は、長崎市に速やかに報告し、必要に応じて消防、海上保安庁その他関係機関へ通報するものとする。

（救助体制）

第 16 条　現場責任者は、体験実施時には、監視体制及び救助体制を確保するものとする。

## 第８章　教育訓練

（安全教育）

第 17 条　安全管理責任者は、指導員および監視員に対し、定期的に安全教育を実施するものとする。

（訓練）

第 18 条　安全管理責任者は、落水事故、負傷者発生等を想定した訓練を実施するものとする。

## 第９章　事故報告

（報告）

第 19 条　現場責任者は、事故が発生した場合は、速やかに報告書を作成すること。

２　安全管理責任者は、現場責任者が作成した報告書を長崎市に速やかに報告し、その後関係機関へ報告すること。

（再発防止）

第 20 条　安全管理責任者は、事故原因を分析し、必要な再発防止策を講じるものとする。